

平成17年度法務省事後評価実施結果報告書 < 要旨 >

1 事業評価方式を使用する政策

事業等の名称	行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究
事業等の内容	<p>行刑施設においては、受刑者の改善更生及び社会復帰を図ることを目的に、刑の執行を通じて処遇を行っているところ、近年、受刑者中に占める高齢者の割合が上昇する一方で青年層の受刑者も増えつつあり、受刑者間の世代のギャップによる一律的な処遇が難しくなるなどの「質的变化」や刑法犯の検挙人員が戦後最高水準にあることを背景とした「量的増大」の問題に直面し、その対応に苦慮している実情にある。</p> <p>そこで、本研究では、上記課題・ニーズに対する有効適切な方策についての総合的研究を実施し、その結果を法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめる。</p>
事後評価の内容	<p>今後の行刑施設における処遇施策企画・立案のための基礎資料とするため、統計資料に基づき、受刑者の年齢、国籍、罪名、刑期、入所度数等の様々な属性について動向を分析し、最近の受刑者の質的变化について分析を行ったほか、受刑者の刑期分布、仮釈放率、刑の執行率等のデータを利用して、今後数年間において予測される受刑者数の変動についてシミュレーションを行った。また、高齢受刑者、外国人受刑者等の集禁施設の処遇担当者から実情を聴取するなどして、処遇に困難を伴う受刑者の処遇上の課題について調査を行った。これら調査の結果は、平成16年版犯罪白書に掲載した。さらに、アメリカ等への出張により収集した資料に基づき、拘禁代替策、早期釈放制度の運用状況、それら施策の過剰収容緩和策としての効果等に関して調査を行い、現在、その調査結果を研究部報告として取りまとめ、活用を図る予定である。</p> <p>本研究は、処遇の現状を総合的に分析し、非常に価値の高いデータが得られている。また、成果の一部が平成16年版犯罪白書に掲載され、実務にも生かされており、実務レベルでも学問的なレベルでも極めて価値の高い、有意義な研究であったと評価できる。</p>

事業等の名称	保護司の活動実態と意識に関する総合的研究
事業等の内容	<p>平成15年12月に犯罪対策閣僚会議がまとめた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において、治安回復のための基盤整備として「更生保護制度の充実強化」が掲げられている。我が国の更生保護制度の根幹である保護観察制度は、官民協働で行われているところに大きな特徴があり、その中でも民間篤志家である全国約5万人の保護司が極めて重要な役割を果たしている。しかしながら近年では、個々の保護観察事件の複雑化、矯正施設の過剰収容と歩調を合わせた仮出獄者の増加などの保護観察処遇に係る負担が増大している一方、保護司としての活動基盤となる地域社会の連帯感の希薄化、犯罪者の更生に対する周囲の理解度の低下、保護司の高齢化や新たな保護司の確保の困難化など、保護司の活動をめぐる状況は厳しさを増してきている。</p> <p>そこで、本研究では、保護司の活動実態と意識に関する総合的研究を実施し、その調査研究で得られた研究成果を取りまとめ、関係各機関に広く配布し、保護司制度の充実強化に関する提言を行うことを目的とする。</p>
事後評価の内容	伝統的に社会内処遇に対して積極的にボランティアを活用しているカナダ及び日本の保護司制度に類似した制度を有するシンガポールにおい

て、刑事政策にかかわるボランティア及び保護司に関する実地調査を行い、その成果は、研究部報告として取りまとめる予定である。さらに、これら成果は、平成19年度以降に実施を予定している「社会内処遇に関する総合的研究」の基礎資料として活用する予定である。

なお、諸外国の実地調査は、平成15年度から16年度にかけて実施した「保護司の活動実態と意識に関する調査（注）」の調査結果を踏まえたものである。

本研究は、日本の保護司に関する実態調査を踏まえ、諸外国の社会内処遇におけるボランティアの活用の在り方や類似の制度を有する国の実情等について実地調査を行い、今後の保護司の活動や保護司制度の在り方そのものを検討する上で、有用な資料が得られており、有意義な研究であったと評価できる。

（注）平成16年2月から3月にかけて、全国の保護観察所19庁において、保護司82人に活動実態及び意識に関し面接調査を行うとともに、この結果を踏まえて処遇や地域とのかかわりなどに関する質問紙を作成し、同年4月から5月にかけて無作為抽出した全国の保護司3,000人に質問紙調査を行い、この結果を平成17年3月に研究部報告として発刊した。

2 実績評価方式を使用する政策

(1) 国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護

施策等の名称	登記事務のコンピュータ化	
目 標	基本目標	登記情報の電子化により、登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく、登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮される。また、利用者が、登記所に出向くことなく、登記情報にアクセスすることができ、また、自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上に資することができる。
	達成目標	平成19年度末を目途に全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。
評価の内容	<p>不動産については、平成17年度末時点で約86%の移行が完了した。直近2年間の移行実績を維持すれば、平成19年度末までに、全国の登記情報の電子化が完了する見込みであり、本事業は予定どおり進捗していると評価できる。</p> <p>商業・法人については、平成17年度末時点で98%移行が完了した。同年度末で移行未了となった2%には、登記所の統廃合が予定されており、このような事情を勘案すると、おおむね登記情報の電子化を完了することができ、指標の目標は達成したと評価できる。</p> <p>登記情報の電子化移行の進捗により、他の登記所が管轄する登記物件の証明書を取得できる登記所が、平成16年度の499か所から同17年度には542か所に拡大するとともに、登記所に赴くことなくアクセスすることのできる登記情報も約2,160万筆個分増加し、登記情報を利用する国民の利便性を増すという観点からも有効である。</p>	

施策等の名称	外国法事務弁護士の在り方	
目 標	基本目標	国民等が享受する外国法事務サービスの向上
	達成目標	外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やす。
評価の内容	<p>平成17年度の外国法事務弁護士の現登録者数は、前年度の236人から2.1%増加して241人となった。昨年度の10.8%増と比較して微増ではあるが、現登録者数は着実に増加しており、外国法事務サービスの供給量が増加し、結果として国内外のニーズに応えるものとなったと評価することができる。</p> <p>また、承認取消者数ゼロを維持することができたことは、これまでの資格審査事務が適正であったことを示すものであるとともに、登録後も外弁法施行規則第9条第2項に定められている外国法事務弁護士の承認基準を維持しているか等につき、2年ごとに一定事項の報告を求める二年次報告書等によりその業務内容を把握することに努めてきた成果であり、外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やすという達成目標を達成する結果となった。よって、基本目標である「国民等が享受する外国法事務サービスの向上」に貢献し、したがって、本施策の有効性が認められる。</p>	

施策等の名称	債権管理回収業の監督
---------------	------------

目 標	基本目標	債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保される。
	達成目標	債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。
評価の内容	債権管理回収業の許可審査件数、債権回収会社に対する立入検査の実施率及び債務者に対する回収状況ヒアリングの実施件数がいずれも増加して、債権回収会社に対する監督が適切かつ効率的に行われた結果、債権回収会社に対する苦情率が減少したほか、立入検査で指摘した事項の改善も適切に行われており、業務改善命令等の行政処分は皆無であるなど、債権回収会社の適正業務が確保されたことにより、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するという所期の目的を達成し、債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保されたことから、本施策は有効であったものと認められる。	

施策等の名称	人権侵犯事件の適正な調査・対応	
目 標	基本目標	人権侵害による被害が救済され、予防される。
	達成目標 1	女性に対する人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化
	達成目標 2	子どもに対する人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化
	達成目標 3	インターネット上における人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化
評価の内容	<p>平成 17 年中の人権侵犯事件の取扱（処理）総数は対前年比 1,615 件増の 23,994 件となっており、そのうち、女性を被害者とするものは 7,380 件であり、前年より 401 件増加している。その内訳は、暴行・虐待 3,353 件、強制・強要 3,076 件、セクシャルハラスメント 598 件などとなっている。また、子どもを被害者とするものは 2,139 件であり、前年と比較すると 169 件増加している。その内訳は、暴行・虐待 486 件、強制・強要 164 件、いじめ・体罰等 1,486 件などとなっている。インターネットに関する人権侵犯事件は 289 件であり、前年度より 71 件増加している。</p> <p>以上の結果、本施策の達成度を測る三つの指標のすべてにおいて、前年数を上回っていたので、施策の目標は達成できたと評価できる。</p> <p>（注）「いじめ」とは、いじめに対する学校側の不適切な対応等の事案であり、いじめを行った本人を相手方とするものではない。</p>	

施策等の名称	人権相談の充実	
目 標	基本目標	人権問題について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される
	達成目標 1	女性をめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備
	達成目標 2	子どもをめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備
	達成目標 3	日本に居住する外国人が気軽に相談できる体制の整備
評価の内容	人権相談数の増減に対し、専用相談電話制度および特設相談所制度の周知のみが直接影響を及ぼすものではないが、「子どもの人権 110 番」については、	

相談件数が増加しており、積極的に周知を行うことによって、他人に悩みを相談することをちゅうちょしがちな子どもにも、気軽に相談することのできる環境を設定・提供することができ評価することができる。

これに対し、「女性の人権ホットライン」及び「外国人のための人権相談所」における相談件数が減少していることに照らすと、人権相談体制を整備しているにもかかわらず、その存在及び対応内容が十分に周知されていないおそれがある。

達成目標の達成度を3つの指標により測定したが、そのうち2つの指標で目標値を達成しておらず、部分的には有効であったものの、全体としては十分に有効であったとは認められない。

人権侵犯事件が増加していることを考えると、人権相談体制が社会にとって必要であることは明白であるが、女性、外国人の相談件数がなぜ増加しないのか、相談体制の周知方法、相談体制に対する不安の払拭などについて問題がないのか等について検討を行い、それらを基に、よりいっそう相談しやすい環境の構築に努力し、潜在化している人権侵犯事件を掘り起こすとともに、相談を通じて相談者が抱えている人権侵害問題の解決を図るため、引き続き本施策の推進を図ることが必要である。

施策等の名称	人権啓発活動の推進
目 標	基本目標 人権尊重について国民の理解が深まる。
	達成目標 1 人権啓発活動ネットワークを全国に整備する。
	達成目標 2 全国中学生人権作文コンテストの参加者がより多くなるようにする。
評価の内容	<p>1 人権啓発活動ネットワーク（達成目標1）について 全市町村数に占める参加市町村数の割合を比較すると、平成16年度末では70.6%だったものが平成17年度末には82.1%に上昇しており、人権啓発活動ネットワークが拡充されたと評価することができる。</p> <p>2 全国中学生人権作文コンテスト（達成目標2）について 全中学生数に対する応募者数の割合は21.2%であり、前年度の20.5%を上回っている。また、全中学校数に対する応募中学校数の割合は51.1%であり、前年度の47.6%を上回っており、全国中学生人権作文コンテストの参加者がより多くなったと評価することができる。</p> <p>3 評価結果について 以上の結果、人権啓発活動ネットワークの整備が着実に進捗することにより、国や地方公共団体等が連携協力して行う啓発事業が充実するとともに、昨年度以上に多くの中学生に、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうよい機会を提供することができ、本施策は人権の尊重に対する理解を深めるために有効であったと認められる。</p>

施策等の名称	総合法律支援体制の整備について
目 標	基本目標 民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するための体制を整備する。
	達成目標 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の平成18年度中の設立・業務開始に向けた体制を整備する。
評価の内容	<p>1. 地方準備チームの設置数について 平成16年11月以降、全国の地方裁判所本庁所在地がある50か所において、支援センター地方事務所の設立準備を支援することを目的とした地方</p>

準備チームを設置した。

2．地方協議会の開催について

平成17年3月から同18年3月までに全国50地域において、既存の相談窓口を有する機関・団体との連携・協力関係を構築するための地方協議会を各2回、計100回開催した。

3．達成目標に関する総括について

支援センターが全国各地において業務を遂行していくに必要不可欠な地方の実情を反映する連携・協力体制の構築を図るとともに、法務本省においても、中央レベルによる関係機関・団体との協議・調整を重ね、支援センターの平成18年度の設立・業務開始に向けた各種準備作業を鋭意進めてきたところであり、支援センターの設立・業務開始を含めた平成17年度における総合法律支援体制の整備は十分に図られたものと評価でき、本施策に対しては有効であったといえる。

なお、支援センターは、平成18年4月10日に設立し、同年10月に業務を開始することとしている。

(2) 法秩序の維持（刑事・治安の面から）

施策等の名称	被害者等通知制度の適切な運用	
目 標	基本目標	刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。
	達成目標	被害者等に対し、被害者等通知制度を広く知らせて、通知を希望する人に対し、可能な範囲で、刑事事件の処分結果等の情報を提供する。
評価の内容	<p>平成17年においては、46,953名から通知希望があり、延べ80,426件の情報を通知した。また、通知を希望していた被害者等に通知しなかった数は64名であり、その理由の対象者の転居等通知不能の場合であり、そのほかの理由としては、新たな紛争又は事件を誘発するおそれがあるため通知することが相当でないと検察官が判断した場合等であり、通知希望に対して適切に対処している。</p> <p>本年も昨年に引き続きパンフレット及び法務省ホームページ上で被害者を始めとする国民に本制度を知らせている。</p> <p>検察官等においては、本制度の実施要領に基づき、被害者その他刑事事件関係者に対し、取調べ等を実施したときなどに通知希望の有無を確認し、通知希望者に対しては、通知することが相当でないと認めた場合等を除き、刑事事件の処分結果等の情報を通知しており、目標はおおむね達成できたことから、本施策について、有効性が認められる。</p>	

施策等の名称	検察広報の積極的推進	
目 標	基本目標	検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める。
	達成目標	全国の各検察庁において、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。
評価の内容	<p>検察庁において、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が、小学生から一般に至る幅広い層に3,009回実施され、また参加人数は18万8,743人であることから、前年に比較して、実施回数は約4.1倍、参加人数は約6.7倍に増加しており、達成目標である広報活動の実施回数対前年度増が達成されたことが認められる。</p> <p>広報活動の実施状況についても、全国の検察庁において、多岐にわたる内容及び手段を用いて、幅広い層の多数の国民に情報を提供する努力をしており、検察庁ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などと相まって、より効率的で効果的な検察広報活動が行われた。</p> <p>以上のことから、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動は実施され、「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高めること」に向けて、着実に推進していると考えられ、本施策について有効性、効率性が認められる。</p>	

施策等の名称	捜査における通訳の適正の確保	
目 標	基本目標	適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。
	達成目標	通訳人に対し、捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えを修得できるよう研修・情報の提供等を充実させる。
評価の内容	平成17年7月14日から15日までの2日間にわたり、中央研修として、全国の地方検察庁から推薦された通訳人50名が参加する通訳人セミナーを開催し、ベテランの通訳人による講義、外国人がかかわる事件の捜査・公判を担	

当している検察官による講義，検察官による刑事手続法や刑事実体法の講義及び裁判員制度についての説明を行うことにより知識の習得を図るとともに，通訳人が立ち会う実際の裁判の傍聴や通訳人と検察官との意見交換を行い，情報収集の場を設けた。事後アンケートの結果により，捜査に必要とされる知識，公正・中立な通訳を行うための心構えが修得され，通訳人としての資質の向上に資することとなったことが確認できており，達成目標はおおむね達成できたので，基本目標の達成について，本施策は有効性が認められる。

施策等の名称		矯正職員に対する研修の充実強化
目 標	基本目標	受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。
	達成目標	矯正施設で勤務するすべての職員に対し，人権研修を受講する機会を与える。
評価の内容	<p>1 平成17年度に実施した人権研修については，非暴力的危機介入法インストラクターとして116人を育成し，各行刑施設（74庁）等において，自庁研修として計3,274人（修了者数）の職員に対し非暴力的危機介入法研修を実施した。</p> <p>同年度における非暴力的危機介入法インストラクター数については，対前年度比で，約20.8パーセントの増加であり，相当の成果があったものと評価できる。また，同年度における非暴力的危機介入法研修の修了者数については，対前年度比で，約93.3パーセントの増加であり，多大な成果があったものと評価できる。</p> <p>2 平成17年度における矯正施設での事例研究・ロールプレイング研修の実施率は，約99.4パーセントである。</p> <p>すべての矯正施設では実施できなかったものの，平成17年度に未実施であった1庁においては，平成18年5月に同研修を実施した。</p> <p>3 以上のとおり，指標の目標値については，ほぼ達成できたと評価できる。受刑者の人権を尊重した処遇が実施されるかどうかは，長期的にその効果を見定めていく必要があるところ，少なくとも，人権を尊重した処遇を実施するための素地を固めるための施策として，有効性及び効率性が認められるところである。</p>	

施策等の名称		矯正施設における職業教育の充実強化
目 標	基本目標	受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。
	達成目標1	受刑者に対し，広く職業訓練の機会を与える。
	達成目標2	受刑者に対し，職業に必要な知識・技能及び資格・免許を修得させる。
評価の内容	<p>1 職業訓練の新規開設及び既存の職業訓練の拡充を図った結果，職業訓練の受講者数は，前年度を53名上回っており，受刑者に対し，職業訓練の受講機会を広く与えていると評価できるところ，職業訓練受講率については，前年度を0.1ポイント下回る結果となった。これは，平成17年度末日における受刑者数が69,840名と，前年度末日に比べ，3,619名増加（対前年度比105.5パーセント）したことが原因であると考えられる。</p> <p>2 職業訓練の新規開設及び既存の職業訓練の拡充を図った結果，前年度よりも，他業種に比べて高い欠員率が認められる業種に関連の深い職業訓練を実施することができ，その数も前年度を大幅に上回る2,530名（前年度比111.4パーセント）となった。</p> <p>3 資格取得を目的とした職業訓練を新規に開設し，また，既存の職業訓練の拡充を図った結果，資格・免許の取得率は前年度を2.7ポイント上回り，効果的に職業訓練受講者に資格，免許等を取得させることができた。</p>	

	4 以上のとおり，本施策については，職業訓練受講率の若干の低下はあったものの，職業訓練の受講者数・修了者数そのものについては増加し，また，資格・免許取得率の増加も見られたことから，総じて有効であったものと評価できる。
--	--

施策等の名称 矯正施設における教育活動の推進	
目 標	基本目標 矯正施設に収容されている性犯罪者が，自らの過ちに気づき，自己の責任を自覚できるようになる。
	達成目標 矯正施設に収容されている性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムを実施する。
評価の内容	<p>平成17年度中に策定された性犯罪者処遇プログラムは，性犯罪者処遇プログラム研究会において検討され，構成員の専門領域である精神医学，心理学等のほか，刑事司法制度，矯正施設等の現状を踏まえた上で，関係者からのヒアリング，海外視察等を経て策定されたものである。</p> <p>その内容は，欧米諸国における実証研究により効果が認められている認知行動療法を基礎とし，リラプス・プリベンション技法等を活用したものであり，対象者の再犯リスクや処遇ニーズに応じた週2回8か月（高密度）から週1回3か月（低密度）程度のプログラムとなっている。本プログラムは，刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行により，改善指導の一つとして受刑者に義務化することができることとされており，また，社会内処遇とも一貫性を持つ内容となっていることから，平成18年度から，20庁の刑事施設において実施するに当たり，相応の効果が期待できるものであり，その点において，本施策については有効性が認められる。</p>

施策等の名称 民間との協働による犯罪者の更生	
目 標	基本目標 行刑施設における職員の勤務負担の軽減を図り，被収容者処遇の質を向上させる。
	達成目標 民間委託率の向上
評価の内容	<p>平成16年度において，民間委託ポスト数212ポスト/職員数17,378名 = 1.22%であった民間委託率が，平成17年度においては，民間委託ポスト数617ポスト/職員数17,645名 = 3.50%となっており，こうした民間委託の推進により，総務部及び処遇部における職務分担を見直し，職員を被収容者の処遇に直接携わる配置箇所にも再配置することができた。</p> <p>この結果，処遇部門においては，警備及び処遇，教育等の実施に係る職員配置が改善されたことで，被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実が図られ，その結果，被収容者処遇が向上したことから，本施策については有効性が認められる。</p>

施策等の名称 行刑施設における過剰収容の緩和	
目 標	基本目標 行刑施設における被収容者の拘禁の確保と円滑な施設運営を図り，国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する。
	達成目標 過剰収容下にある行刑施設において，収容能力拡充のための整備を促進する。
評価の内容	<p>1 過剰収容対策として収容能力拡充のための収容棟等増築工事等を実施した結果，収容定員を76,043人（受刑者58,906人）から77,953人（受刑者60,712人）と，1,910人（受刑者1,806人）増加させることができたものの，収容率は101.4%（受刑者112.4%）から102.2%（受刑者115.0%）と0.8ポイント（受刑者2.6ポイント）増加している。</p> <p>収容率が増加した原因は，平成17年度中に工事が完成する予定であった</p>

	<p>増築等工事のうち、大雪などの悪天候等により、完成時期が平成18年度にずれ込んだ工事があったためであり、これらは平成18年度中には完成する見込みである。</p> <p>これらが完成すれば収容定員は5,447人（受刑者5,447人）増加し、平成17年度末の収容人員が変わらないと仮定すると、収容率は95.6%（受刑者105.6%）となり、平成16年度末の収容率と比較すると5.8ポイント（受刑者6.8ポイント）減少することになる。</p> <p>2 平成17年度中の増築工事等の工事遅延は、気象条件等の不可抗力によるやむを得ない事情であり、これらが予定どおり完成していれば、行刑施設の過剰収容は確実に緩和されていたものと推測され、行刑施設の過剰収容対策として、収容能力拡充のための収容棟等の増築は有効性が認められる。</p>
--	---

施策等の名称		行刑行政の透明性の確保
目 標	基本目標	行刑に関連する情報を積極的に公開することにより、行刑行政に対する国民の理解を深める。
	達成目標1	公表・開示する行刑関連情報を増やす。
	達成目標2	民間外部協力者等が行刑施設の活動に協力・参加する機会を増やす。
評価の内容	<p>1 公開・開示する行刑関連情報の項目数については、前年度と比較して1項目増となった。なお、各矯正管区における管内施設の処遇関係情報の提供方法は、地元記者クラブ幹事社等と事前協議の上、記者説明会（会見）又は地元記者クラブ幹事社あてのファクシミリ送信（いわゆる投込み）のいずれかの方法を選択しているところ、過剰収容の状況が新聞報道されることも多くなっている。</p> <p>2 一般市民を含む施設見学・広報等については、前年度と比較して実施回数3回増、延べ人数10,384人増となった。各行刑施設における広報を目的とした施設見学は、近隣住民や地元記者クラブ所属の報道関係者等に案内状を送付したり、広報誌に掲載し広く希望者を募る方法により実施しており、特に報道関係者を対象とした広報見学会を実施した場合には、その様子が新聞報道されるなどしている。</p> <p>3 行刑施設の活動に協力・参加した民間外部協力者の延べ数については、前年度と比較して若干減少しているものの、おおむね昨年度同様の水準を維持することができた。</p> <p>4 以上のとおり、各指標については、前年度より向上した数値又は前年度と同レベルの数値を確保することができ、その効果が新聞報道の内容にも見られるなど、本施策は行刑行政に対する国民の理解を得ることに資する有効な施策であったと評価することができる。</p>	

施策等の名称		更生保護活動の推進
目 標	基本目標1	保護観察対象者が改善更生する。
	達成目標1	保護観察処遇の充実強化を図る。
	達成目標2	保護観察対象者の就業を確保する。
	達成目標3	長期刑仮出獄者の社会復帰を促進する。
評価の内容	<p>1. 達成目標1について 社会参加活動については、前年度と比較すると、活動場所は基準年次である平成15年の312か所から平成17年には298か所（基準年比95.5%）</p>	

になるなど、やや減少している。ただし、社会参加活動参加者のおよそ8割を占める保護観察処分に付された少年（交通事件を除く）の新規受理人員数合計は、基準年次である平成15年の17,778人から平成17年には15,792人（基準年比88.8%）と減少していることから、同活動の参加者の中心となる保護観察対象少年数の減少が影響しているものと思われる。

しかし、社会参加活動実施庁に対する調査では、活動に参加した少年の自己有用感や達成感の獲得、視野の拡大、社会性の涵養になったなど、肯定的な感想がほとんどであり、社会参加活動は保護観察対象者の社会適応の向上ひいてはその改善更生につながっていると考えられることから、本施策は有効である。また、社会参加活動は多くの保護観察対象少年を一度に集めて行うものであり、個別的な処遇と比較して効率的な実施が可能となっている。

類型別処遇については、覚せい剤事犯対象者に対する簡易尿検査が活発になされた。保護観察終了時成績「良好」の占める割合は基準年次である平成15年に比べて向上しており、有効性が認められる。したがって、今後も簡易尿検査の適切な活用を通じ、保護観察処遇の一層の充実強化に努める。また、成人性犯罪等対象者に対する処遇プログラムについては、矯正局と連携して平成17年度中にプログラムを策定した。今後は、その円滑な導入・実施のため、保護観察官に対する研修を行い、専門的知識を有する保護観察官の養成を図るとともに、全国の保護観察所における処遇プログラムの実施を目指す。

2. 達成目標2について

平成17年の保護観察終了者に占める無職者の割合は、基準年次である平成15年と比較すると減少傾向を示しており、就労指導の充実により保護観察対象者の就業が改善しつつあることがうかがわれる。

全国の協力雇用主数は、平成18年4月1日現在でみると、前年に比べ、11事業者減少しているものの、被雇用者数については58人と増加していることから、協力雇用主の理解が進んだことによる一定の成果が上がっていると言える。

3. 達成目標3について

平成17年末における中間処遇実施予定者の選定率は29.2%であり、基準年次である平成15年における同選定率32.3%と比較して、3.1ポイントの減少となっている。

選定率の減少については、選定者数は増加してはいるが、調査対象となる長期刑受刑者数がそれ以上に増加し、中間処遇実施予定者の選定事務がこの増加に追いついていない状況にあること、近年の仮釈放審理事件数の増加に伴い、仮釈放審理の準備のための調査の事務負担が増大し、これが中間処遇実施予定者の選定に係る事務処理を圧迫していることなどがその要因として指摘できる。

本施策は、仮釈放当初に更生保護施設という生活の枠組みを与え、雇用情勢や経済情勢に関する知識を付与し、実社会に適応するための基本的な生活訓練を施すものであり、生活リズムの確立、金銭管理、求職等の面において、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進に一定の効果を有することが認められる。

施策等の名称	更生保護活動の推進	
目 標	基本目標2	保護司制度がより活性化される。
	達成目標	保護司を幅広く確保し、研修を充実させる。
	1 保護司の人数は48,688人（平成18年1月1日現在）であり、定数の充足	

評価の内容	<p>率は92.7%となっている。充足率の推移を見ると、平成16年94.1%、平成17年93.2%となっている。保護司の確保に向けた様々な取組を行っているところであるが、平成16年度から保護司定年制を実施している影響もあり、保護司を確保することが難しくなっている中において、一定の成果を挙げていると認められることから、今後とも、充足率を高める取組を行っていくことが求められる。</p> <p>2 保護司平均年齢は、平成18年では62.8歳となっており、平成16年63.3歳、平成17年63.0歳からわずかながら若くなった。これは、いわゆる保護司定年制を実施したこと等により保護司の高齢化の抑制に取り組んできた成果と考えられ、有効であるので、今後とも、保護司定年制の原則実施等、保護司の平均年齢を引き下げる取組を進めることとしたい。</p> <p>3 全保護司のうち女性が占める割合は、25.3%（平成16年24.9%、平成17年25.1%）で漸増傾向にある。広報活動や保護司組織との連携強化等、幅広い層からの保護司確保の取組の成果として女性保護司の比率が向上したものと認められることから、引き続き、幅広い層からの保護司の確保に努めることとしたい。</p> <p>4 保護司研修教材についてはそのテーマや教材について、時勢に応じたテーマ選定や分かりやすい教材とするよう努めた。研修の成果は数値で測定できる性質のものではないが、保護司活動を行う上で必要な知識を習得する機会である保護司研修の充実なくして更生保護活動の推進は望めないことから、今後も、引き続き保護司研修の充実に努める必要がある。</p> <p>以上のとおり、保護司定数の充足率については、保護司定年制を実施した影響もあり若干低下しているが、保護司の平均年齢や女性の占める割合については一定の成果を上げている。したがって、本施策はおおむね有効であったと認められる。</p>
--------------	---

施策等の名称	更生保護活動の推進	
目 標	基本目標 3	犯罪予防活動を助長する。
	達成目標 1	社会を明るくする運動への参加を促進させる。
	達成目標 2	更生保護ボランティア団体の活動を促進する。
評価の内容	<p>1 達成目標1について</p> <p>ア 全国における都道府県及び市町村等を単位とする実施委員会を構成する機関・団体数は前年度に比して若干の減少が認められた。その一因として、「市町村の合併の特例に関する法律」により、市町村合併が促進し、従来市町村を単位に設置・組織されていた関係機関・団体の統廃合が進んだこともあると考えられる。</p> <p>イ 作文コンテストへの応募件数は、前年度に比して増加している。本コンテストは、児童・生徒に犯罪や非行について考える場を提供する貴重な機会である。</p> <p>ウ “社会を明るくする運動”は、様々な団体が参加し、作文コンテストを始めとする多くの行事を実施することで、地域住民各層への犯罪や非行の防止を呼びかけており、単にポスター等の掲示のみに終始するものではないことから、その手段において効率的であると言える。</p> <p>2 達成目標2について</p> <p>従来から行っていた研修に加え、更生保護女性会のニーズを受け、更生保護女性会の組織力を向上させる目的から、昨年度に続き、都道府県単位の仕事局長を対象とした研修を行った。</p> <p>それぞれの研修においては、各テーマに沿って、法務省の幹部職員や大学</p>	

教授等の専門家による講演会を開催するとともに、研修員相互の情報交換の機会を設け、更生保護女性会員、BBS会員による犯罪予防活動の質的向上に向けた支援を積極的に行った。

更生保護女性会やBBS会のニーズに応えた研修を実施することで、犯罪予防活動に必要な知識やノウハウが共有されることから本施策は有効であり、今後とも、継続して行う必要がある。

3 総括

以上のとおり、“社会を明るくする運動”の参加団体数は市町村合併の影響もあり減少が見られ、参加人員も増加した行事がある一方、一部減少した行事も見られたところ、様々な行事の実施により地域住民各層への効果的な働きかけが行われたことが認められた。また、更生保護ボランティア団体に対する研修等の支援については各団体のニーズに応え、効果的に実施された。したがって、本施策はおおむね有効であったと認められる。

施策等の名称	更生保護活動の推進	
目 標	基本目標 4	更生保護施設の積極的な活用を通じ、犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。
	達成目標	更生保護施設の保護率の増加を図る。
評価の内容	平成17年度の収容保護率は、75.1%であり、昨年度(74.9%)から若干の増が認められた。これは委託費の増額により、収容保護率の増が認められ、更生保護施設の積極的な活用が図られた結果であり、犯罪前歴者等の社会復帰の促進の観点から有効である。	

施策等の名称	公共の安全の確保に寄与するための業務の実施	
目 標	基本目標 1	オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。
	達成目標	観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。
評価の内容	<p>公安調査庁長官による観察処分の期間更新請求を受けて、公安審査委員会は、教団に対し、更新が予定されている処分の内容、更新の根拠となる法令の条項及び更新の理由となる事実並びに陳述書の提出先及び提出期限を官報で公示して通知し、意見陳述の機会を付与して、教団から陳述書の提出を受けるなどした上で、平成18年1月23日、観察処分の期間を3年間更新(第2回目)するとともに、教団の収益事業の概要、各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所等を報告事項として追加する決定を行った。同決定では、公安調査庁が観察処分の実施を通じて明らかにした教団の組織、活動の実態、危険性がほぼ認められることとなった。</p> <p>観察処分に基づく立入検査と教団に対する調査については、教団等が、公安調査官の立入検査及び調査によって損害を受けたとして平成15年1月及び同年8月に提起した国家賠償請求訴訟において、東京地方裁判所が平成17年6月及び同年7月に原告の請求を棄却する判決を行っていることなどから、公安調査庁による立入検査及び調査が適切に行われていると言える。また、教団の実態を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、同種の情報は、公安調査官が教団内部の状況を知り得る立場の者から任意で収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析することとなり、時間的・労力的に多大な負担がかかるだけでなく解明が極めて困難になる。一方、立入検査は、公安調査官が教団施設</p>	

の内部を直接検分できることから、教団の実態把握や教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、効率的・有効的な措置であると考え。さらに、立入検査は、教団の危険性の増大と再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上においても効率的・有効的な措置であると考え。

このほか、関係地方公共団体の長からの調査結果提供の請求については、平成16年12月に、調査結果提供書の記載内容について、法務省令の一部を改正し、提供範囲を拡大したところ、提供先の関係地方公共団体から「施設内部の状況だけでなく教団の活動実態が分かり、地域住民の不安解消に役立った。」などの一定の評価を得ていることから、関係地方公共団体に対する情報提供が適切であったと考える。しかし、教団施設の周辺住民等は依然として教団に対する不安感を抱いており、教団施設が所在する多くの関係地方公共団体の長からは継続的に調査結果提供の請求を受けていることから、周辺住民等の不安感を更に解消するためにも、観察処分に基づく調査結果の提供は不可欠である。

以上の結果、教団の活動を明らかにする、教団が有している危険性を把握し、その増大を防止する、国民の不安感を解消するという点などから、観察処分の実施を通じたオウム真理教の活動状況に関する調査については、有効性・効率性が認められる。

施策等の名称	公共の安全の確保に寄与するための業務の実施		
目 標	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="359 952 523 1008">基本目標 2</td> <td data-bbox="523 952 1428 1061">内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。</td> </tr> </table>	基本目標 2	内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。
	基本目標 2	内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="359 1070 523 1126">達成目標</td> <td data-bbox="523 1070 1428 1173">内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。</td> </tr> </table>	達成目標	内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。	
達成目標	内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。		
評価の内容	<p>国際テロ調査においては、公安調査庁総務部の情報管理官1人を廃止し、調査第二部に国際テロ関係情報の総合的分析及び情報収集の計画・立案を行う国際調査企画官を新設したほか、現場における国際テロ調査要員を増強し、調査体制の強化を図った。また、本庁において、幹部及び分析担当調査官による各種会議、検討会や外部の有識者との意見交換等を、内容に応じて定期的あるいは随時に開催して、国際テロや北朝鮮問題等の重要課題に関する現状、情勢認識、課題や今後の対応について協議し、その結果を本庁及び各公安調査局の調査部にフィードバックすることによって、適時・的確な情報収集・分析・評価能力の強化を図った。さらに、官邸を始めとする政府・関係機関との連絡を密に行うなどして、情報ニーズの把握に努めるとともに、外国情報機関等との緊密な情報交換を行い、更なる関係強化を図った。</p> <p>こうした体制の下、収集・分析した情報については、内容に応じ、特に重要なものは内閣総理大臣や内閣官房長官等に直接報告するとともに、随時に政府・関係機関等に直接あるいは政府部内の各種会議等を通じて報告・提供するなどした結果、提供先からは継続的な情報提供を要請されるなど、一定の評価を得たことから、情報提供の際の迅速性・適時性、提供情報の正確性の確保については、おおむね達成できたと考える。また、情報提供の形態については、専門的な情報は随時、政府・関係機関等へ提供したり、刊行物により配付したほか、必要に応じてホームページに掲載するなどして、情報の質やニーズに応じて適切かつ効率的に情報提供を行った。</p> <p>これらのことから、政府の施策遂行に寄与するための情報収集と適時・的確な情報提供ができたと思料され、本施策は、内外情勢に関する情報を政府機関へ提供することにより公共の安全に寄与するという点で、有効性、効率性が認</p>		

められる。

(3) 出入国の公正な管理

施策等の名称	外国人の円滑な受入れ
目 標	基本目標 我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。
	達成目標 1 専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。
評価の内容	<p>改正入管法により、特区において認められている外国人情報処理技術者及び外国人研究者受入れ促進事業並びにこれに準ずる外国人教授の教育活動等については、在留期間の上限を3年から5年に伸長する特例措置等を全国において実施するための規定の整備を行ったことで、専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた（改正入管法は、平成18年5月17日に可決・成立し、同月24日公布され、上記規定は11月24日から施行される。）。</p> <p>永住許可要件のガイドラインをホームページに公表し、明確化・透明化等を図り、我が国で長期間活動することを希望する専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた。</p> <p>外国人医師、看護師に係る在留資格の基準省令の改正により、新たに我が国への入国を認められる外国人医師、看護師等の範囲が拡大し、医療分野における専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑な受入れを図ることができた。</p> <p>これらの施策は、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れに資することから、国際協調及び国際交流を通じた我が国社会の健全な発展を目指すことについて有効な方策である。</p>

施策等の名称	外国人の円滑な受入れ
目 標	基本目標 我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。
	達成目標 2 研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。
評価の内容	<p>1 「いわゆる団体監理型」研修に係る受入れ機関の実態調査を積極的に実施して、不正行為認定を行うことにより、研修・技能実習生の適正な入国・在留の実現に努めている。また、特区において、外国人研修生受入れによる人材育成事業により、研修生の人数枠に関して、特例措置を講じているが、本特例措置の適用状況について調査を行うことを通じて、研修生・技能実習生の在留状況について適正化を図ることができた。</p> <p>2 交替制による研修及び再研修に係るガイドライン及び事例を法務省ホームページに公表したことにより、再研修及び交替制研修が認められる基準の周知徹底が図られ、研修制度の適正化を図ることができた。</p> <p>3 これらの施策により、研修制度の適正化が図られ、国際協調、国際交流の観点から有効である。</p>

施策等の名称	外国人の円滑な受入れ
目 標	基本目標 我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。
	達成目標 3 学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図る。
評価の内容	<p>1 「留学」の不法残留者が再び増加傾向にあるなどといった状況を踏まえ、在留資格認定証明書交付申請等について、審査の一層の適正化を図ったほか、教育機関に対し、適正かつ円滑な受入れに当たって留意すべき事項を指導した。これらの施策により、留学生、就学生について、真に我が国において学</p>

<p>ぼうとする学生の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができたもの と考える。</p> <p>2 平成17年度においては、在留資格「留学」に係る基準省令を改正し、特区における特例措置である夜間大学院留学生の受入れ事業を全国において実施したことにより、今後学术交流の更なる進展に資することが考えられる。</p> <p>3 以上のとおり、達成目標である学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることに貢献するための施策を講じることができたものと考えますが、留学生の不法残留者が再び増加傾向にあるなどの状況を踏まえ、関係機関との連携を密にしつつ実態調査を積極的に実施するなど、引き続き厳格な審査を実施していく必要があるほか、受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していく必要がある。</p>

施策等の名称	好ましくない外国人の排除
目 標	基本目標 我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。
	達成目標 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。
評価の内容	<p>1 平成17年度は、全国の主要な繁華街を中心とした集中摘発の実施、不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施及び偽変造文書鑑識体制の充実等に伴う一層厳格な出入国審査の実施など、総合的な不法就労等外国人対策を行った結果、平成18年1月1日現在の本邦における不法残留者数は193,745人と前年同期に比べ13,554人(6.5%)減少し、10年前の平成9年5月1日現在と比べ89,241人(31.5%)の減少となるなど引き続き減少傾向を維持していることから、有効的な不法滞在者対策を実施することができたものと考えます。</p> <p>2 全国の空港等に高性能の偽変造文書鑑識機器を配備し十分に活用した結果、偽変造文書発見件数は、過去5年間では毎年2,500件を超え、平成17年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は2,622件であり、新たな入管法違反者の入国阻止等好ましくない外国人の排除に有効であったものと考えます。</p> <p>3 平成14年度から、成田空港及び関西空港においてトランジットエリアにおけるパトロールを強化し、同エリアでの偽変造文書行使事案等悪質な事案の発見・防止を図っている。その結果、トランジットエリアを悪用する者に対して退去強制手続を執った数は、成田空港においては、平成16年は260人であったのが、平成17年には前年を91人上回る351人となったほか、関西空港においても平成17年に70人となった。また、平成17年2月に開港した中部空港においても同年中に15人に対して退去強制手続を執った。</p>

(4) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

施策等の名称	国の利害に関係のある訴訟の追行	
目 標	基本目標	国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより，国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。
	達成目標	国の利害に関係のある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。
評価の内容	<p> 本案訴訟で平成17年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決1,014のうち，訟務組織が訴状の送達等を受け，又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は，847で，その率は83.5%であり，平成16年度に比し5.5ポイント上昇した。 </p> <p> これは，上記目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因が存することから，訟務組織の講じた施策が直ちに反映された結果であるとは即断し難いが，平成16年度以降継続して講じた施策である準備書面作成支援システムの充実等による事務の効率化，各種会議等における担当職員への周知徹底，平成15年度に講じた施策である所管行政庁等に対する裁判の迅速化に関する法律及び改正民事訴訟法の留意点をまとめた冊子の配布による裁判の迅速な訴訟対応への協力要請，平成16年度に講じた施策である所管行政庁等に対する改正行政事件訴訟法に関する対応をまとめた冊子の配布や説明会の開催等の成果もポイント上昇に寄与しているものと思われる。そして，指標の目標値には到達してはいないものの，裁判の迅速化を示す達成率は過去2年間で年平均約6%ずつ向上している上，平成17年度における達成率が83.5%であり，目標達成まで残り3年間であることを考慮すると，上記施策は達成目標の実現に向けて順調に推移しており，基本目標の達成にも有効であると認められる。 </p>	

(5) すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等

施策等の名称	広報活動の推進	
目 標	基本目標	法務省に関心を持つ国民が増加する。
	達成目標 1	法務省ホームページのアクセス件数が増加する。
	達成目標 2	法務省見学者が増加する。
	達成目標 3	法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の一般読者数が増加する。
評価の内容	<p>1. 達成目標 1 について 達成目標 1 については、法務省ホームページで提供している情報を多くの国民等が閲覧した結果、指標の目標値を達成した。インターネット環境が今後一層整備・進展していくことが予想されることから、アクセス件数の増加も見込まれるところであり、ホームページ改訂費用も比較的少額であることを考えると、将来的にも有効かつ効率的な広報手段であると認められる。</p> <p>2. 達成目標 2 について 達成目標 2 についても、法務省への見学者数が増加した結果、指標の目標値を達成した。また、法務省見学者に対するアンケート調査の結果においても、見学前は法務省の所管業務について、「何をしているのか分からなかった」が、見学後は「よく理解できた」、「法務省の仕事に興味を持った」等の好意的な意見が多数寄せられているので、国民に対する直接的広報活動は非常に有効な手段であると認められる。</p> <p>3. 達成目標 3 について 達成目標 3 についても、法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の発刊以来、写真やイラストを多用し、かつ、平易な文章で法務行政を説明することに努めたことにより、国民から読みやすい等好意的な評価を得ることができ、その結果、国民への配布部数が増加し、指標の目標値も達成したので「法務省広報誌の一般読者数が増加する」という目標は達成できたと認められる。 なお、本広報誌は、比較的少額の費用で法務行政について分かりやすく紹介ができるため、増刷等により国民への配布数をさらに拡大していくこととしたい。また、本広報誌を紙媒体での配布に留まらず、ホームページにも掲載して、インターネットを利用する国民等への提供機会も整えているところであり、直接本広報誌を入手できない国民に対しても配布部数の制限がなく提供することができるので、非常に効率的な広報手段であると考え。</p> <p>4. 評価結果について 以上の結果から、基本目標である「法務省に関心を持つ国民が増加する」を実現するために、本施策は有効性・効率性が認められる。</p>	

施策等の名称	行政手続のオンライン化の推進	
目 標	基本目標	法務省が扱う 3 1 2 の申請・届出等手続のうち、対面審査を要することなどからオンライン化になじまない 3 5 手続を除いた 2 7 7 手続についてオンライン化を実現する。
	指 標	オンライン化終了手続数
評価の内容	<p>平成 1 7 年度における目標値 1 2 手続（整理後手続数）に対して、同年度中にオンライン化を終了した手続数は 1 1 手続であり、残りの 1 手続についても、平成 1 8 年 5 月 3 0 日にオンライン化を実施した。</p> <p>この結果、平成 1 7 年度中にオンライン化を完了した手続は、目標値の 91.6 % に留まったが、上記のとおり平成 1 8 年度当初には、平成 1 7 年度において目標としていた手続全てのオンライン化を完了し、法務省が扱う 2 7 0 以上の</p>	

手続について、インターネットを利用した申請・届出等が可能となり、窓口まで出向く必要がないなど、国民の負担軽減が図られ、利便性が向上することが期待できることなどを考慮すると、本件施策は有効であったと認められる。

施策等の名称	女性職員の採用・登用拡大の推進	
目 標	基本目標	男女共同参画社会の実現に寄与するため、法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する。
	指標 1	採用者に占める女性の割合
	指標 2	各役職段階（各俸給表の1～3級を除く。）における女性の割合
	指標 3	勤務環境の整備等の実施状況
評価の内容	<p>目標値等の達成のために平成17年度に講じた施策がどのように貢献したかについて分析すると以下のとおりである。なお、目標値等の実施結果は、採用や昇任・昇格自体が国家公務員法に定める平等取扱の原則及び成績主義の原則を前提としているため、平成17年度に講じた施策のみにより生じたものとは言えないが、それぞれの施策により期待される効果が生じたか否かにより、当該施策が目標値等の達成のために貢献しているか否かを評価する。</p> <p>指標1「採用者に占める女性の割合」について、平成17年度に採用の拡大のために講じた施策は目標値等の達成に貢献していると評価できる。なお、平成17年度の時点で、7項目中4項目が達成されているが、未達成項目中2項目（法務省の種及び種試験からの採用者）については外部要因（種試験及び種試験試験合格者に占める女性の割合）が未達成に影響を及ぼしたものと推測される。</p> <p>また、講じた施策が効果的か否かの測定を行うため、施策対象者の一部（業務説明会参加者、官庁訪問者）に無記名でアンケートを実施したが、いずれの施策も効果的と評価できる「とても深まった」「ある程度は深まった」の回答の割合（小数点第1位以下は四捨五入）は合わせて90%を超えており、各施策の効果が十分に生じていると評価できる。</p> <p>指標2「各役職段階（各俸給表の1～3級を除く。）における女性の割合」についても、平成17年度に登用の拡大のために講じた施策の効果は、目標値等の達成に貢献していると評価できる。なお、平成17年度の時点で、13項目中10項目が達成されている。</p> <p>また、講じた施策が効果的か否かの測定を行うため、各役職段階における女性職員の割合を、平成16年度までの結果と平成17年度までの結果とで比較したところ、平成16年度までは未達成であった目標のうちの一つが、平成17年度においては達成されたことから、一定の効果はあったものと評価できる。ただ、総括年次である平成17年度において、13項目中3項目の未達成項目が残されており、最終的な目標を達成する十分な効果までは得られなかった。</p> <p>指標3「勤務環境の整備等の実施状況」についても、従来から推し進めてきた超過勤務の縮減、育児休業取得職員の代替職員の確保、男女共同参画の実現に向けての意識啓発を一層充実させることで、職業生活と家庭生活の両立を図り、勤務しやすい環境づくりに貢献した。それとともに、平成16年12月に「スマイル子育て応援プラン」を策定した上、プラン推進のための相談体制を拡充し、情報提供をより充実させることで、制度の利用促進を図ることができた。また、男女共同参画の推進に向けた体制を整え、9庁の地方機関において</p>	

勤務環境を整備したことを通じ、女性職員の活躍の場を拡大することができ、採用・登用に係る目標値等の達成にも貢献していると評価できる。

以上の結果、指標1及び2を通じて20項目中6項目で目標値を達成できなかったが、7割の項目で目標値を達成しており、指標3についても各種取り組みが一定の成果を上げているので、本施策は「女性職員の採用・登用の拡大の推進」について、十分とはいえないまでもおおむね有効であったと評価できる。

施策等の名称	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力
目 標	基本目標 外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される。
	達成目標 専門家派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。
評価の内容	<p>1 専門家の派遣 平成17年度においては、JICAを通じてタイ王国への専門家派遣を実施しており、達成率は100パーセントである。</p> <p>2 派遣専門家の助言・指導が採り入れられた施設・活動実施状況 平成17年度における派遣専門家の助言・指導が施設整備に具体的に採り入れられたものとしては、すでに基本・実施設計を終えている少年観察保護センター（ナコン・ラチャシマ、チェンマイ、サムット・プラカン、ウボン・ラチャタニ、ナコン・サワン）、刑務所（チェンマイ、サムイ）等の施工段階における助言・指導及び法務省行政合同庁舎等の実施設計に対する助言・指導等が挙げられる。 我が国とタイ王国においては、矯正施設における処遇内容や生活・文化・自然環境が大きく異なるため、我が国の矯正施設の設計や施工技術等をそのまま持ち込むことはできず、我が国のノウハウ等を活かしつつも、相手国側との十分な議論を経て、相手国の矯正施設の現状と将来像を十分に踏まえた助言・指導を行うことが不可欠であるところ、上記のとおり矯正施設の建築に熟練した専門家を同国に派遣して同国法務省に常駐させ、適時、適切に助言・指導を行ったことにより、その助言・指導の内容が同省内部に深く理解され、同国の矯正施設に具体的に採り入れられるだけでなく、同省の矯正施設整備・運営に係る諸施策に反映されつつある。 タイ王国法務省からは、我が国の派遣専門家が同国矯正施設の改善に多大な貢献をしているとの高い評価を受け、平成18年度も引き続き、同国及び外務省から専門家派遣の強い要請がなされている上、継続的な専門家派遣による成果の総まとめとも言うべき刑務所等の標準設計図の策定作業は未だ完了してはならず、これに併せて、矯正施設に必要な設備システムを確立する必要もあることから、平成18年度以降も引き続き、専門家派遣を実施する必要がある。</p> <p>3 研修の実施 平成17年度においては、支援対象国や外務省から、研修員の受入れ要請がなく、評価測定には至っていない。</p> <p>4 評価結果 支援対象国及び外務省から派遣要請を受けて専門家の派遣を実施し、上記2のとおり、その活動内容が相手国に高く評価され、施設整備のノウハウ等が理解されるとともに、施設整備の推進及び矯正施設の改善に活かされつつあることにかんがみると、本施策は有効であったと評価できる。</p>

施策等の名称	国際連合に協力して行う研修，研究及び調査の推進	
目 標	基本目標	開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようになる。
	達成目標 1	犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施
	達成目標 2	国際的な刑事司法の現状や実態の分析により，刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議の開催
	達成目標 3	国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加
評価の内容	<p>1．達成目標 1 について 達成目標 1 については，目標値を上回る実績を上げており，本事業においては，アジア・太平洋諸国等の支援対象国からのニーズに応えた国際研修を各国の立法担当者，研修担当者を中心とする研修員に対して実施し，研修員の能力を強化するとともに，これら諸国の刑事司法に携わる者の知識や経験等の拡充に貢献したと認められる。</p> <p>2．達成目標 2 について 達成目標 2 については，一部目標値を達成できなかったが，会議に参加した各国の専門家の間では，非常に活発な議論が展開されており，参加人員の比較からは計ることのできない高い充実度（＝達成度）を得ることができており，会議の開催目標である刑事司法運営のより効果的な方策の探求に貢献したものと評価することができる。</p> <p>3．達成目標 3 について 達成目標 3 については，平成 17 年度 5 月に開催された「第 14 回国連犯罪防止刑事司法委員会」に参加し，発表，発言をとおして国連の犯罪防止施策の強化に協力・貢献することができた。</p> <p>4．評価結果 以上のとおり，これらの会議の成果及び達成目標の達成率を総合勘案すると，本施策は，基本目標である「開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようになる。」ことについて，有効であったと認められる。</p>	

施策等の名称	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進	
目 標	基本目標	支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。
	達成目標 1	開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施
	達成目標 2	諸外国の法制等の調査研究の実施
	達成目標 3	法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催
評価の内容	<p>1．達成目標 1 について 達成目標 1 について，達成目標の一つである研修への参加人員が目標値を達成できなかったものの，研修に参加した各国の専門家等の間では，非常に活発な議論が展開されており，参加人員の比較からは計ることのできない高い充実度（＝達成度）を得ることができ，ベトナム，ラオス等の支援対象国からの個々のニーズにこたえた国際研修を実施し，各国の法制の維持・整備に従事する者の知識や経験等の涵養に貢献したものと認められる。</p> <p>2．達成目標 2 について 達成目標 2 における諸外国への調査職員の派遣については，当初の計画どおり支援対象国の法制度及びその運用の実態について調査を実施し，国際研修を含む今後の法整備支援の計画立案等に必要な情報が得られた。 また，諸外国からの研究員の招へい人数については，当初の計画どおり，ベトナムから最高人民検察院検察理論研究所長ほか 1 名を招へいし，刑事事</p>	

件捜査の組織と制度に関する比較研究を行うとともに、カンボジアから王立司法学院長ほか1名を招へいし、法曹養成制度に関する比較研究を行ったほか、さらには、アジア・太平洋諸国の法制比較研究の一環として、タイ等4か国から弁護士、大学教授等4名を招へいし、各国の国際会社法上の諸問題に関する比較研究を行い、今後の支援対象国の有効適切な法整備支援に資する有用な情報が得られた。

3．達成目標3について

達成目標3については、達成目標の一つである国際会議への参加人員が目標値を達成できなかったものの、国際専門家会議では、先に我が国の支援によりベトナムで成立したベトナム改正民法について、日本・ベトナム両国の起草責任者からの貴重な情報提供が行われたほか、名古屋大学等大学教授による法整備支援活動の概要とアプローチに関する報告が行われるなど、国内の法整備支援関係機関が行う支援の現状と問題点についての意見・情報の交換がなされ、法整備支援関係機関の協調の必要性を再確認するなど、今後の法整備支援の在り方について活発な議論が交わされ、参加人員の比較からは計ることのできない高い充実度（＝達成度）を得ることができた。

4．評価結果

以上のとおり、これらの成果及び達成目標の達成率を総合勘案すると、本施策は、基本目標である「支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。」ことについて、有効であったと認められる。

3 総合評価方式を使用する政策

課 題 名	法制度の整備について（社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る立法作業）
評価の内容	<p>法務省では、平成13年度から5年程度の期間を目途として、集中的に、経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んでいたが、「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成18年1月20日閣議決定）を踏まえ、さらなる基本法制の整備が行うため、その期間を平成21年度末まで延長し、検討を行うこととしたため、本政策は評価未了である。</p> <p>なお、平成17年度の進捗状況は以下のとおりである。</p> <p>（1）平成17年度末日時点において成立・公布した法案</p> <p>【民事関係】</p> <p>社会経済情勢の変化にかんがみ、会社法制について、最低資本金制度の撤廃、会社の機関の設置等における定款自治の範囲の拡大、合併等の組織再編成に関する手続の整備、有限責任社員のみで構成される新たな会社類型の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするため、これを現代用語の表記によって一体のものとして再編成することを目的とした会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定</p> <p>船舶事故における被害者保護の強化の観点から、「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の国会による締結の承認を得ることに併せて、これに伴う国内法の整備を行うための船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正</p> <p>【刑事関係】</p> <p>平成17年度に成立・公布された法案はなし。</p> <p>（2）平成17年度中に国会に提出した法案のうち、同年度末日時点において成立・公布に至っていないもの</p> <p>【民事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の適用に関する通則法案 ・信託法案 ・信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 <p>【刑事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

課 題 名	オウム真理教対策
評価の内容	<p>1．立入検査等による成果について</p> <p>教団に対する動向調査、観察処分に基づく立入検査及び教団からの報告徴取を実施したことにより、教団が依然として麻原を絶対的帰依の対象とし、同人の教えに基づく殺人を勧める綱領、修行体系、位階制度等を維持するなど、その危険な体質を観察処分決定時及び期間更新決定時と変えていない上、閉鎖的・欺まんの体質を保持しており、将来再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることを明らかにすることができた。</p> <p>2．施策の効果、必要性、効率性、有効性等について</p>

イ 教団は、観察処分に付されている現在においても、組織の実態や活動状況を偽ろうとし続けており、公安調査官による立入検査及び教団からの報告徴取が不可能となった場合、両サリン事件の際と同様に、閉鎖社会の中で秘密裏に無差別大量殺人行為に結び付く危険な要素を増大させるおそれが大きく、教団の危険な要素の増大を適時・的確に把握して、活動制限を伴う再発防止処分を請求することが困難になることも懸念され、教団の危険性の増大を防ぐ上で観察処分は不可欠な措置であると考ええる。

ロ 公安調査庁における調査活動は任意調査であり、通常、調査対象団体の活動状況を明らかにする場合、当該団体に対する動向調査に加え、当該団体内部の状況を知り得る立場の者から当該団体の活動状況や危険動向に関する情報を収集し、その真偽等も含め内容を評価・分析することとなる。これに対し、観察処分に基づく立入検査は、公安調査官自らが教団の内部を直接検分できることから、教団の実態把握と教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、時間的・労力的に効率的・有効的な措置であると考ええる。

ハ 公安審査委員会は、平成18年1月23日、教団が現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足る事実があるのはもとより、その体質は未だ閉鎖的・欺まんで、その活動状況を把握するのが困難な実情にあり、引き続き、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるとして、観察処分の期間を3年間更新することを決定した。また、公安調査庁長官が、観察処分の期間更新請求に際し、教団の収益事業の概要、事業の収支状況等の報告事項を追加するよう意見を述べたことに対して、教団の収益事業の概要、各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所等を報告事項とすることを認めた。

同決定では、公安調査庁が観察処分の実施を通じて明らかにした教団の組織、活動の実態、危険性が認められており、公安調査庁の主張が正しかったと言える。

ニ 教団等が、公安調査官の立入検査によって損害を受けたとして平成15年8月8日付けで提起した国家賠償請求訴訟において、東京地方裁判所は、平成17年6月24日、原告の請求を棄却する判決を行った（平成17年7月13日確定）。また、教団の信徒が、公安調査官の調査によって損害を受けたとして平成15年1月15日付けで提起した国家賠償請求訴訟について、東京地方裁判所は、平成17年7月25日、原告の請求を棄却する判決を行った（平成17年8月10日確定）。

これらの判決からも、公安調査庁による教団に対する動向調査及び立入検査が適切に行われていると考えられる。

ホ 平成17年度には、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、4地方公共団体、4地方議会及び4団体から、観察処分の期間更新や教団に対する活動規制の強化などを求める要望書等が提出されている。また、平成16年12月には、地方公共団体への調査結果提供書の記載内容について、法務省令の一部を改正し、提供範囲の拡大を図ったところ、提供先の地方公共団体から「施設内部の状況だけでなく教団の活動実態が判り、地域住民の不安解消に役立った」などとして一定の評価を得ていることを勘案すると、地方公共団体が必要とする情報を適切に提供できたと考ええる。

課題名	裁判員制度に関する広報・啓発の推進
評価の内容	<p>平成16年5月、国民の司法参加を実現する「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立・公布され、裁判員制度は、平成21年5月までに開始されることとされている。</p> <p>裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が、裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することにより、司法に対する国民の理解を増進させ、また、その信頼の向上に資するものである一方で、裁判員となった国民には、出頭義務、守秘義務といった全く新たな義務を課すものである。</p> <p>そのため、本法律の所管省庁である法務省は、国民に対し、本法律の趣旨及び意義を正確に伝え、法施行前に制度に対する抵抗感を確実に払拭し、制度への参加意欲向上を図っていく責務を担っており、国民に対する制度の積極的な広報啓発活動を展開し、平成20年度までに、国民の裁判員制度の認知率を100パーセントにするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合を全体の7割以上とすることを目標とする。</p> <p>本件政策課題は、制度施行の直前である平成20年度末までを目途とするものであり、また、平成18年度からは、平成20年度までの3年間を目標期間とする成果重視事業とされたことから、その評価は、上記期間経過後に行うこととする。</p> <p>なお、平成17年度に講じた施策は以下のとおりである。</p> <p>広報ポスター</p> <p>裁判員制度が平成21年から開始されることについて、国民に広く周知することを目的とした広報ポスターを作製し、全国地方自治体等を始めとした全国規模での掲示を実施したほか、全国のJR、私鉄、地下鉄の主要駅構内、車内等において掲出する交通広告を実施</p> <p>広報リーフレット等</p> <p>裁判員制度の概要（裁判員の役割、裁判員の選任方法、対象となる事件等）をQ&A形式でまとめた広報リーフレット等を作製し、全国地方自治体等を始めとした頒布を実施</p> <p>懸垂幕等</p> <p>地方検察庁において、広報キャッチフレーズ等を盛り込んだ懸垂幕等を作製・設置</p> <p>説明会・講演会等</p> <p>法務省・各検察庁において、広く国民一般を対象に様々な機会をとらえて制度の説明会・講演会等を実施するとともに、経営者団体等の各種団体、個別企業等に対しても、積極的な説明・協力依頼等を実施</p>